

## 日本版ISAの道 その98

NISAや監督指針改正などで投信の変化は起きたか？  
～日米の投信手数料・分配金利回り・トータルリターンの徹底  
比較と世界の投信手数料比較～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

- ✓ NISA 導入から1年3カ月以上が経過、重要な監督指針改正から1年2カ月近くが経過、トータルリターン通知制度から5カ月近くが経過した今、それらにより投信に変化がもたらされたか。
- ✓ 購入時手数料で「3%超」や「2%超 3%以下」の純設定が減少傾向にある中、2013年に26%だった「0%」つまりノーロードは2014年および2015年(1~3月)に32%まで増えている。監督指針改正の効果がかかり出ている様である。ただ、利回り志向はむしろ強まっている様にも見える。
- ✓ 米国との比較において、個人向けファンドにおいては総じて日本は米国よりも低い手数料であり、高い分配金(直近配当)利回りや高いトータルリターンに示される高いリターン/リスク(ボラティリティ)となっている。日本も、より低いリターン/リスク(ボラティリティ)の投資が中心となって投信残高の増加が続けば、投信残高の着実な積み上がりが期待出来そう。
- ✓ 米国や欧州、オーストラリアなどの手数料等について十分な理解が無いまま突き進めば、当然、投信残高の積み上げは「見果てぬ夢」となりかねない。NISAなど、せつかくの制度である。表面上のデータや思い込みなどにとらわれず、米国や欧州を中心とする世界の投信データ・制度などをしっかりと理解して日本の投信の明るい将来を考えたい。

### 手数料と分配金、トータルリターンは極めて重要な視点

少額投資非課税制度(NISA)導入から1年3カ月以上が経過、重要な監督指針改正から1年2カ月近くが経過、トータルリターン通知制度(後述※1参照)から5カ月近くが経過した所で、今回は、それらによりもたらされたと思われる投信の変化を見る。

NISAによる変化とは「金融庁は金融機関に対し、投資信託を販売する際、手数料稼ぎに重心を置いた『乗り換え販売』に偏らないように営業員の評価基準を見直すよう求める。…(略)…。少額投資非課税制度(NISA)開始を機に金融機関の販売手法を是正し、投資家の長期投資を呼び込む。」(2014年2月4日付日本経済新聞～URLは後述[参考ホームページ]参照)や「NISAを意識して設定した商品には分配頻度が低い商品が多い」(2013年11月21日付投資信託協会「NISAの普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査」～URLは後述[参考ホームページ]参照)に示される通り、購入時手数料や分配金(直近配当)利回り別の純流入の変化である。重要な監督指針改正による変化とは金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」一部改正(2014年3月7日付)の「投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大面についても適正に評価する」(URLは後述[参考ホームページ]参照)新設で、購入時手数料別の純流入の変化である。そして、トータルリターン通知制度による変化とは「トータルリターンを把握できるような何らかの、例えば基準価額とか累積の配当・費用といったものを記載したような通知制度というものが考えられないか」(2012年5月11日の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキンググループ」(第5回)議事録～URLは後述[参考ホームページ]参照)と言う通り、トータルリターン別の純流入の変化である。

※1: トータルリターン通知制度…

2014年12月1日以後、新たに買い付けられる投信は「トータルリターン通知制度の導入」が適用される。販売会社によって2014年9月頃から自主的に通知を開始したり、2014年6月頃からトータルリターンを前面に打ち出すファンドを積極的に販売したりしている。

これは2012年12月7日付「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」の提言を受けて進む「投資信託の改革」の一環である(2012年12月7日の金融審議会/金融庁事務局「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」～URLは後述[参考ホームページ]参照)。

投資家が分配金と基準価額の変動の両方をとらえた「トータルリターン(総収益)」を容易に把握できるよう導入されるもので、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行うことが基本(2014年12月1日施行の日本証券業協会の自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」～URLは後述[参考ホームページ]参照)。

それは、顧客に対し、①書面の交付、②ファクシミリ装置を用いた送信、③電子メールを用いる送信、④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信のいずれかの方法により、年1回以上、トータルリターンの通知を行うこと(\*②～④の場合は原則、事前の同意)。トータルリターンの通知においては、投信等の名称や計算基準日のほか、評価金額(下記①)、累計受取分配金額(下記②)及び累計売付金額(下記③)、累計買付金額(下記④)、そしてトータルリターンの額(下記)、トータルリターンの計算式(下記)などを含めること。

トータルリターンの額

=①評価金額

+②累計受取分配金額(税引後もしくは税引前)

+③累計売付金額(消費税込換金手数料を除く)

-④累計買付金額(消費税込販売手数料を含む、再投資分については下記\*)

\*再投資分…②累計受取分配金額に再投資分を含めない場合は④累計買付金額にも再投資分を含めず、②累計受取分配金額に再投資分を含める場合は④累計買付金額にも再投資分を含めること。

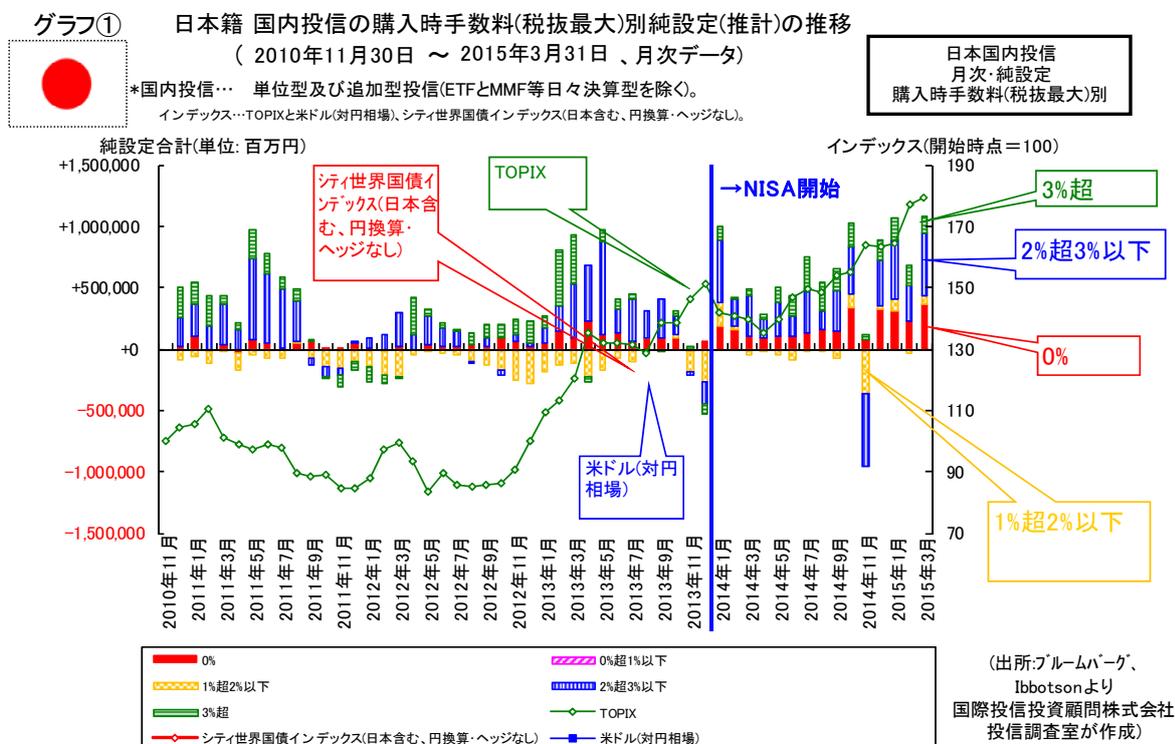
(出所: 日本証券業協会ホームページより～URLは後述[参考ホームページ]参照)

## 投信の変化を手数料の視点で見る(日本編)

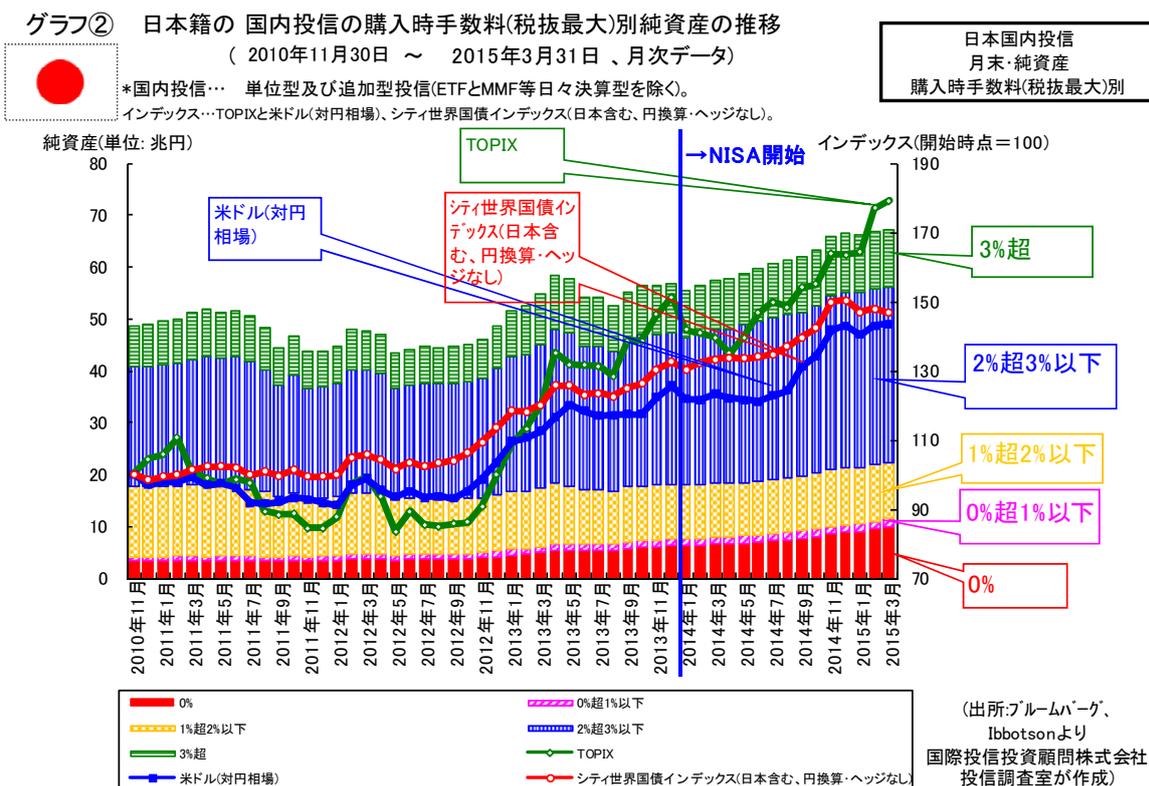
まず日本籍国内投信を購入時手数料別、分配金(直近配当)利回り別、トータルリターン別に見て、次に日本が範とする投信超大国・米国の国内投信を見て比較、最後に日米を含む世界の投信を手数料の視点で見る。

日本籍国内投信の購入時手数料別純設定を見ると、2013年(1年間)の純設定で22%を占めていた「3%超」は2014年(1年間)に26%、2015年(1～3月)に17%となっている。2013年の純設定で67%と3分の2を占めていた「2%超3%以下」は2014年に43%、2015年(1～3月)に46%。2013年に26%だった「0%」つまりノーロードは2014年および2015年(1～3月)ともに32%と増えている(グラフ①参照)。

ノーロードの2015年純設定上位には軒並みラップ/SMA専用ファンドが並んでいる事からして監督指針改正の効果は出ている様である。

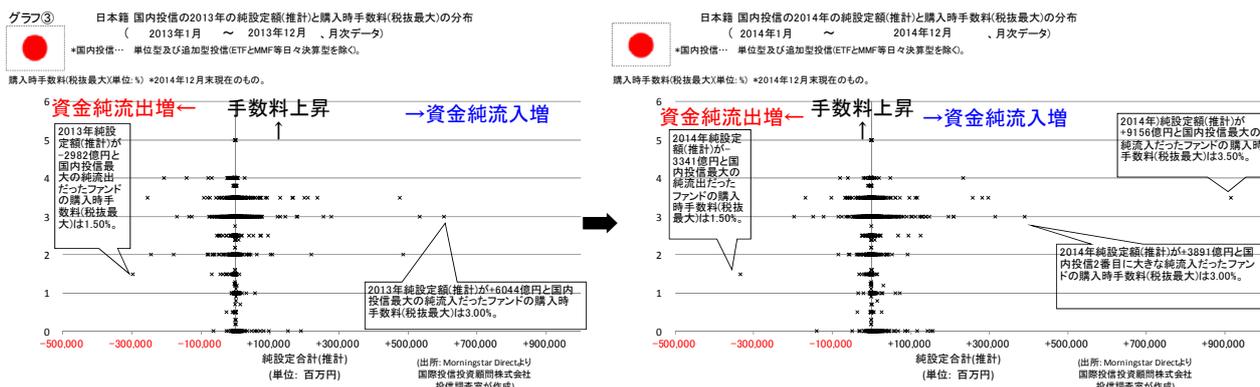


以上を純資産で見ると、まだ「2%超 3%以下」が圧倒的ではあるものの、「0%」つまりノーロードの着実な積み上がりがわかる(グラフ②参照)。

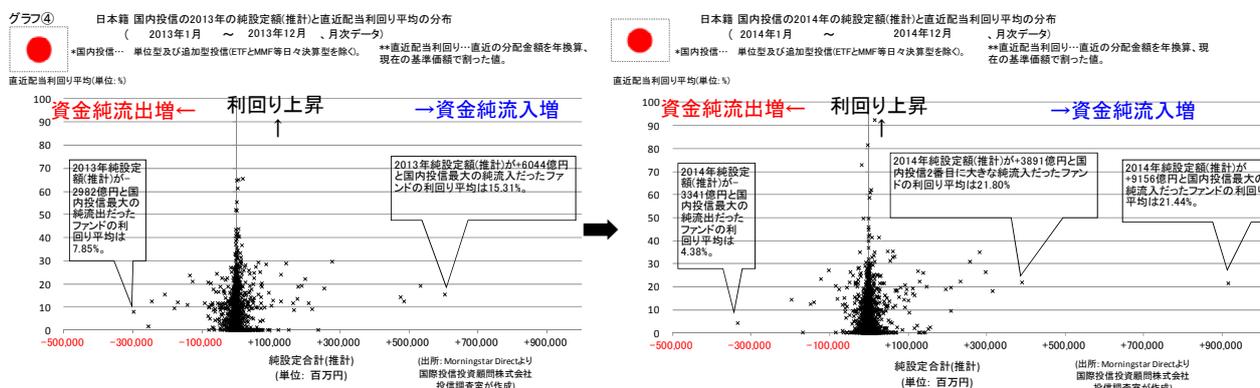


## 投信の変化を手数料や分配金、トータルリターン視点で詳細に見る(日本編)

以上をもっと詳細に見る。個別ファンドの純設定を、購入時手数料、分配金(直近配当)利回り、トータルリターン視点から2013年と2014年で比較する(下記グラフ左が2013年、右が2014年、×が個々のファンドを示す)。個別ファンドの純設定を購入時手数料別に見ると、「3.5%」の一ファンドが純流入を増やしているのが目立つものの、全体的には「3%」が増え、「0%」つまりノーロードも少し増えている(グラフ③参照)。グラフは省略するが、2015年(1~3月)も同様である。米国では「5%」前後と「0%」が多く「砂時計」の様な形だが、日本もその様な形に近付いていく可能性はある。



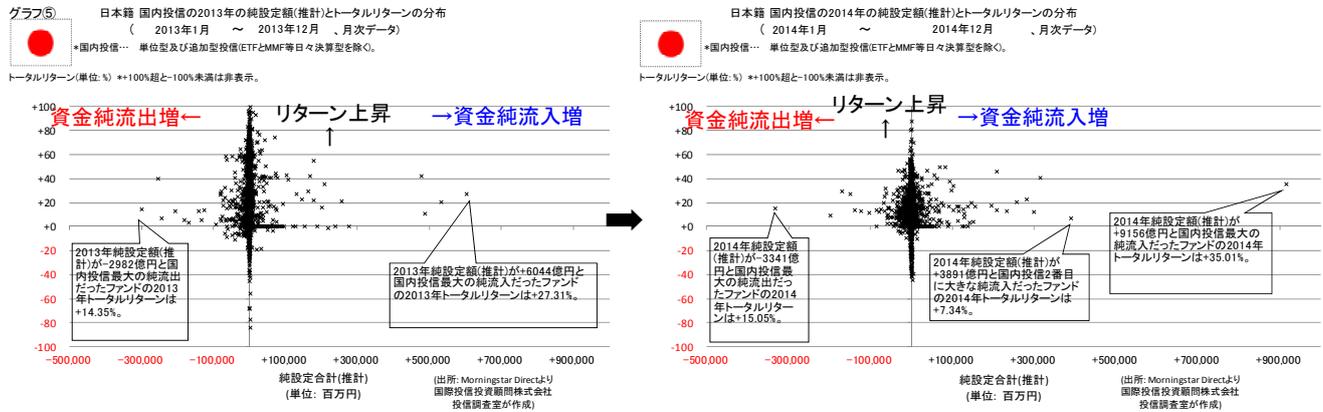
分配金(直近配当)利回り別に見ると、利回り志向はむしろ強まっている(グラフ④参照)。グラフは省略するが、2015年(1~3月)も同様である。「資金流入に勢いがあるのは軒並み高分配投信だ。イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの島田知保氏は『分配金には顧客をひき付ける魔力がある。販売会社も運用会社も分配金引き上げの誘惑に駆られてしまうのでは』と心配していた。実際、証券会社が分配金の高さを売りにする状況は続いている。」(2015年2月1日付日経ヴェリタス)の通りである。株式市場でも「相場全体が回復基調に向かう中、配当利回りの高さに着目した個人投資家が少額投資非課税制度(NISA)枠を活用して長期の資金を振り向けている」(2015年1月22日付日経QUICK)、「世界的に金利が低下し、昨日(1月20日)ではJGB5年物がついにマイナス金利に突入しました。少しでも利回りの高い運用対象を求めて、株式市場でも配当利回りの高い銘柄が買われているようです。」(2015年1月21日付ブルームバーグ)と言われる通り、制度などでこうした志向を変化させるのはすぐには難しいのかもしれない。



トータルリターン別に見ると、全体的にはトータルリターンの高いファンドに純流入が増加した様には見える(グラフ⑤参照)。グラフは省略するが、2015年(1~3月)も同様である。

ただトータルリターン上昇過程で純流入増、利食いによる純流出増も多かった可能性がある。また、トータルリターン通知制度が2014年12月から本格的に開始され、2014年6月頃からトータルリターンを前面に打ち出すファンドを積

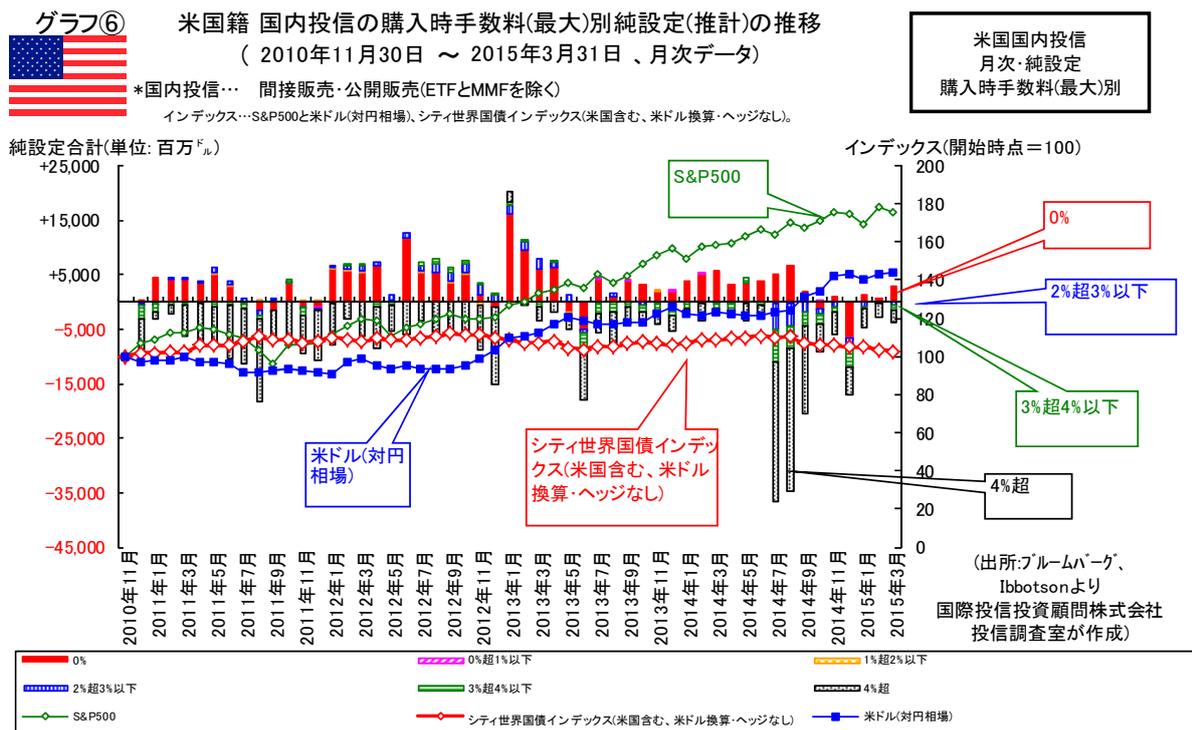
極的に販売されているものの、その中で純流入が目立つのが分配金(直近配当)利回りの高い毎月分配型で、トータルリターン志向より分配金(直近配当)利回り志向が強い様にも思われる。



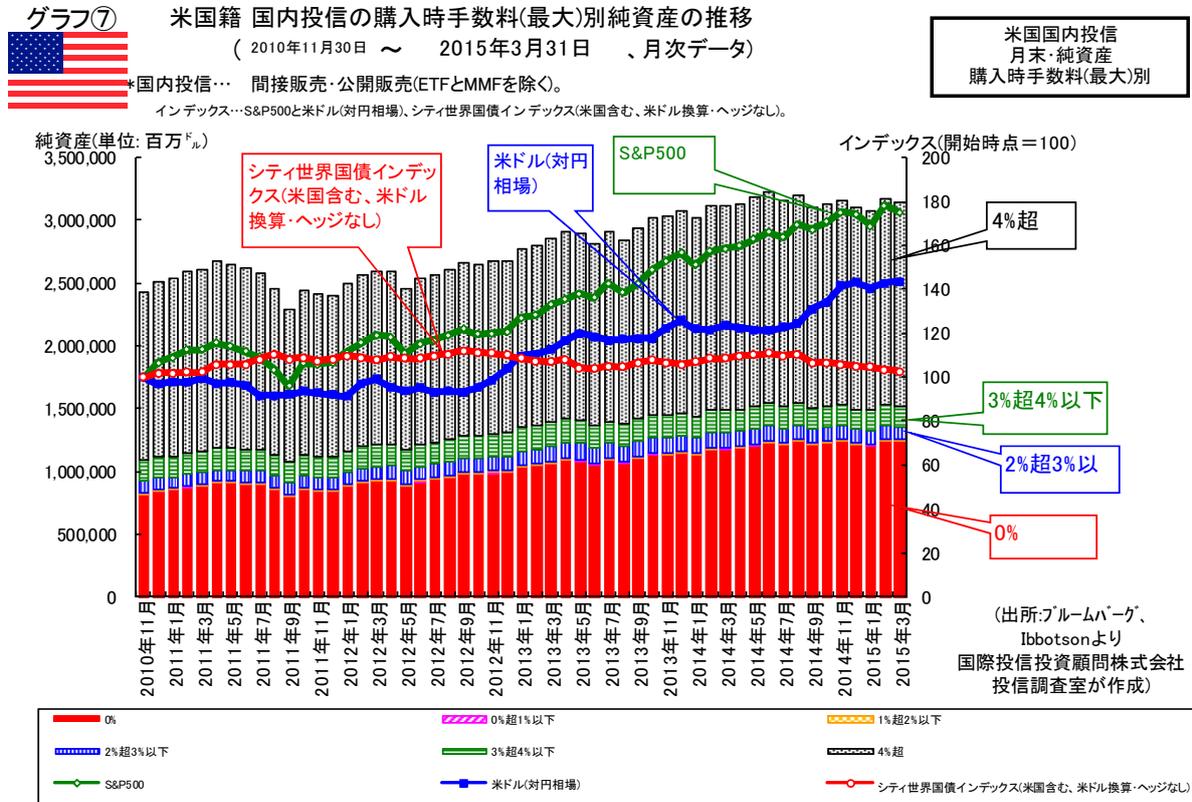
## 投信の変化を手数料の視点で見る(米国編)

ここからは米国である。米国籍国内投信(間接販売・公開販売)の購入時手数料別純設定を見る。

2013年の純流入のほとんどを占めていた「0%」つまりノーロードは2014年、2015年(1~3月)で唯一の純流入となっている。一方で、「4%超」は2013年が純流出で、2014年は前年(2013年)の3倍近くの純流出となり、2015年(1~3月)は少しは純流出が減少した(グラフ⑥参照)。2014年7・8月における純流出が突出しているが、これには「4%超」の購入時手数料を徴収するAクラスから「0%」つまりノーロードのアドバイザー・クラスへの乗り換えなどを含んでいる。購入時手数料が「0%」になり信託報酬も下がる場合が多いので投資家にとってはメリットがある。だが、一般の個人投資家は直接投資出来ず、アドバイザーしか投資出来ない事は覚えておきたい。個人投資家はアドバイザーに対し、残高に応じて別途手数料を払う。こうした傾向が米国では(カナダなどでも)強まっている。

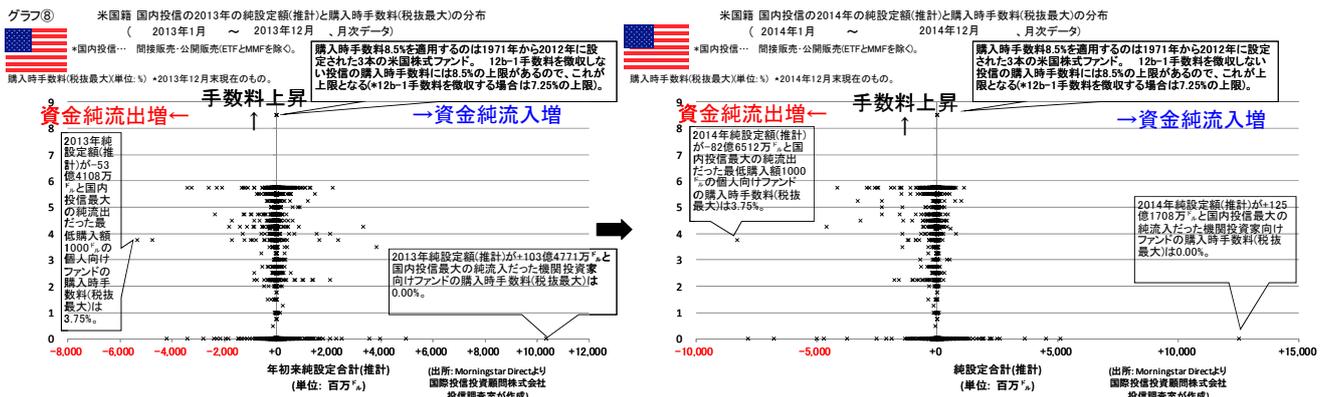


以上を純資産で見ると、まだ「4%超」が圧倒的ではあるものの、「0%」つまりノーロードの大きな積み上がりが見られる(グラフ⑦参照)。尚、日本で圧倒的だった「2%超 3%以下」は極めて少ない。ほとんどが「4%超」か「0%」かである。

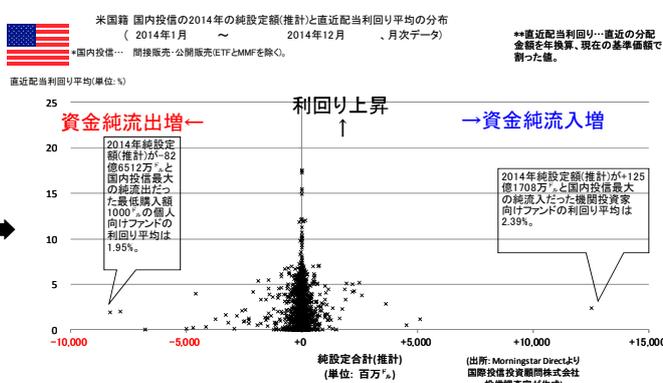
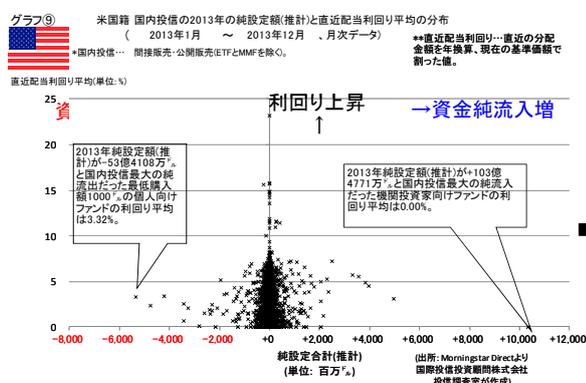


### 投信の変化を手数料や分配金、トータルリターンとの視点で詳細に見る(米国編)

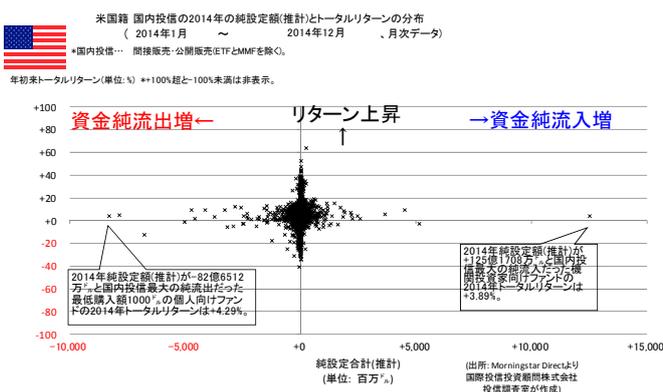
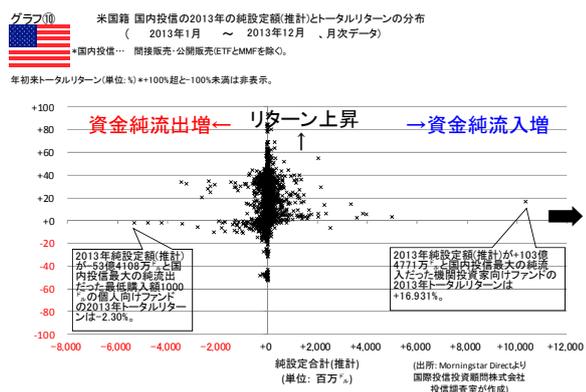
以上をもっと詳細に見る。日本籍投信と同様、個別ファンドの純設定を、購入時手数料、分配金(直近配当)利回り、トータルリターンの視点から2013年と2014年で比較する(見方は日本と同じ)。個別ファンドの純設定を購入時手数料別に見ると、「5%」前後の純流出と「0%」の純流入が目立ち、さらに「5%」前後と「0%」が多く「砂時計」の様になっている。これは日本で指摘した通りだ(グラフ⑧参照)。グラフは省略するが、2015年(1~3月)はもっと「砂時計」の様になっている。突出した「8.5%」が気になるが(2014年12月末現在で3本)、これは営業・マーケティング費用「12b-1手数料」(\*日本の代行手数料に相当)を徴収しない投信の購入時手数料の上限値である(\*12b-1手数料を徴収する場合は7.25%が上限)。高い手数料から無手数料に進んでいる様にも見えるが、これは最低購入額1000ドル(約12万円)の個人向けファンドなどから機関投資家向けファンドなどへの変化が進んでいるとも言える。



分配金(直近配当)利回り別に見ると、利回り志向はほとんど無い様だ(グラフ⑨参照)。グラフは省略するが、2015年(1~3月)も同様である。ただ、米国で「グローバル不動産ファンドに高いインカムがある事は欧州や日本の中央銀行による景気刺激の取り組みの中で低金利が続く中で、インカム狙いの投資家にとって魅力をさらに増すものだ。」(2015年1月17日付米パロンズ誌)とされている様に、今後は利回り志向が出てくるかもしれない。しかしそれでも日本の様な高い分配金(直近配当)利回りになる可能性は小さいだろう。日本の分配金(直近配当)利回りは10~20%が多く、30%超も珍しくないが、米国の分配金(直近配当)利回りは0~5%に集中、20%超はほとんどない。これは、日本と違って米国では実現したインカムゲインと実現したキャピタルゲインのほぼ全額(90%以上、実際は100%に近い)を定期的(毎月、四半期、半年等)に分配しなければならず(\*確定拠出年金等非課税口座を除く)、日本の様な元本払戻金(特別分配金)や過去のインカムゲインやキャピタルゲインを使って高い分配金を払う事が難しい事もある。さらに日本の様にリターン/リスク(ボラティリティ)レベルが米国ではあまり高くなく、高い利回りが実現しにくい事もある(2013年2月1日付日本版ISAの道 その1もしくは2015年3月2日付日本版ISAの道 その92 参照~URLは後述[参考ホームページ]参照)。



トータルリターン別に見ると、2013年は幾らかトータルリタンの高いファンドに純流入が増加した様に見えるが、2014年はそうでも無い(グラフ⑩参照)。グラフは省略するが、2015年(1~3月)も同様である。米国ではトータルリタンの高いファンドに純流入が増えると思われがちだが、そうでもない様である。ただ、ここでも日米の違いが見える。先述通り、日本のトータルリターンは20%超や30%超、40%超と言う投信の純流入が大きい(\*10%超でも純流出となっている投信があるが)、米国のトータルリターンは20%未満の純流入が多く、5%未満でも大きな純流入となっている場合がある。これは、分配金(直近配当)利回りと同様、日本のリターン/リスク(ボラティリティ)レベルが米国などより高い事がある(月刊「投資信託事情」2014年3月号<Strategic Vistas>「日本と米国やオーストラリア、フランスなどとの投信に大きな成長格差!『貯蓄から投資へ』の流れの違いを、各国投信のリスク(ボラティリティ)から考える。」~URLは後述[参考ホームページ]参照)



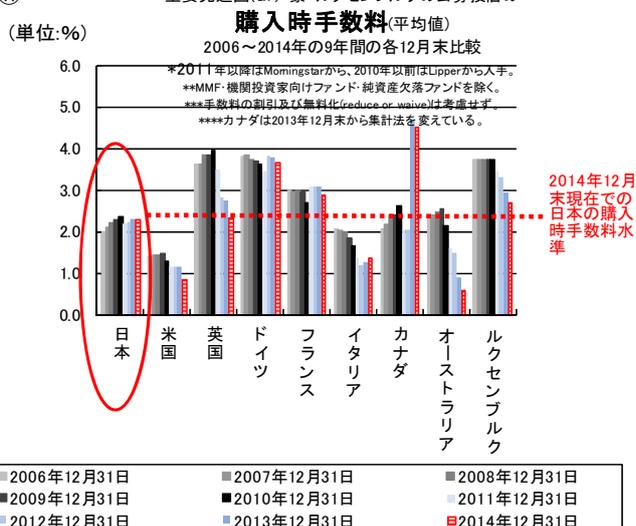
日米を比較してわかる事は、個人向けファンドの購入時手数料は総じて日本が低いものの、配当金(直近配当)利回りやトータルリターンは総じて日本が高い事だ。これについては、月刊「投資信託事情」2014年3月号<Strategic Vistas>「日本と米国やオーストラリア、フランスなどとの投信に大きな成長格差!『貯蓄から投資へ』の流れの違いを、各国投信のリスク(ボラティリティ)から考える。」で述べた「重要な監督指針改正などの規制が後押しする形で、今後の日本で『最もボラティリティの低いグループ(比較的価格変動が小さい商品)』や『次に価格変動が小さい商品』が中心となって投信残高の増加が続けば、主要国の中で総じて高い水準にある日本の投信のリスクが低下し、米国やオーストラリア、フランスなどの様な投信残高の着実な積み上がりが期待出来、『貯蓄から投資へ』の順調な流れが起こる可能性がある」(URLは後述[参考ホームページ]参照)という言葉で締め括る。

## 日米を含む世界の投信を手数料の視点で見る

最後に、日米を含んだ世界の投信を手数料の視点で見る。主要先進国 G7(日本、米国、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、カナダ)に、投信大国であるルクセンブルグとオーストラリアを加えた 9 カ国を対象とし、各国の投信手数料を 2014 年 12 月末現在で国際比較する。2015 年 4 月 14 日に投資信託協会が発表した「投資信託の世界統計」によると、2014 年 12 月末現在の投信残高: 1 位米国、2 位ルクセンブルグ、3 位オーストラリア、4 位アイルランド、5 位フランス、6 位英国、7 位ブラジル、8 位カナダ、9 位日本、10 位中国となっている(URLは後述[参考ホームページ]参照)。グラフ⑪の左側が購入時手数料、右側が信託報酬で、各国ごとに時系列推移がある(\*2006 年末から 2014 年末まで 9 年間の推移)。

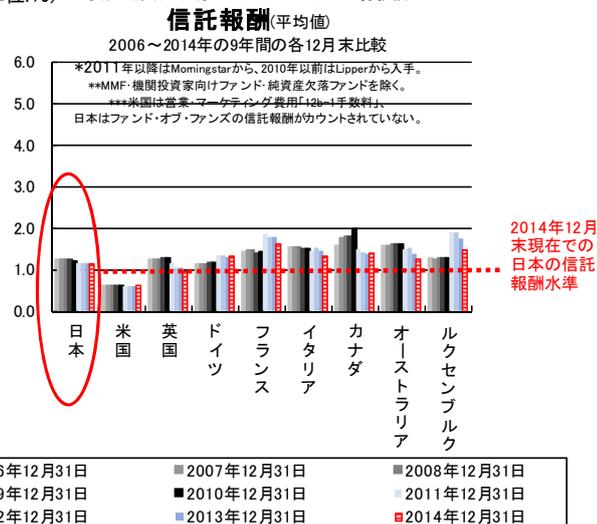
購入時手数料は日本が 2.28%と 9 カ国中 6 番目となり、平均よりも低くなる(グラフ⑪参照)。信託報酬は日本が 1.13%と 9 カ国中 7 番目となる(\*米国は営業・マーケティング費用「12b-1 手数料」、日本はファンド・オブ・ファンズの信託報酬がカウントされていない)。尚、カナダの購入時手数料が突然急上昇しているが、これは 2013 年 12 月末から集計法を変えた為(データ上の問題)。例えば、2012 年 12 月末まで「AGF GROUP OF FUND」シリーズ 208 本(ロード 6%)や「Russel Fund」シリーズ 166 本(ロード 5%)はノーロード扱いしていたが、ノーロード&解約手数料(米国の CDSC)を選択出来る為、2013 年 12 月末からロード扱いとした。また、2012 年 12 月末まで「RBC Select Conservative Portfolio Sr A」(純資産 1 位)のシリーズ 591 本もノーロード扱いしていたが、アドバイザー経由の場合に最大 5%のロードとなる為、2013 年 12 月末からロード扱いとした。

グラフ⑪ 主要先進国(G7)+豪+ルクセンブルクの公募投信の



(出所: MorningstarとLipperより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

(単位:%) 主要先進国(G7)+豪+ルクセンブルクの公募投信の

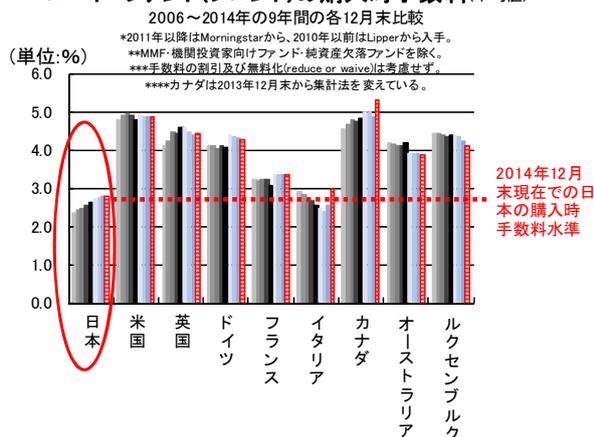


(出所: MorningstarとLipperより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の購入時手数料や信託報酬が低く、低下傾向にある様に見える。ただ、この「低い」米国の投信については「伝統的な A クラス投信の購入時手数料は 4.75%だが、この 4.75%のファンドには同じ中身なのに購入時手数料無しのクラスもある」(2013 年 1 月 19 日付米バロンズ誌)と言われる事を忘れてはいけない。「4.75%」のクラスと「0%」つまりノーロードのクラスが 1 つずつあれば平均は「2.375%」に低下するだろう。先述通り、「0%」が人気化して急増している今、購入時手数料はどんどん低下するのは必然である。しかし、一般個人投資家が直接投資出来ない場合が多く、投資家はアドバイザー等に対し別途手数料を払う事になる。米国で急増しているノーロードはそうしたアドバイザー(\*正確には登録投資アドバイザー/RIA)向けのファンドや年金プランなどが中心となり、手数料(平均)を押し下げている。

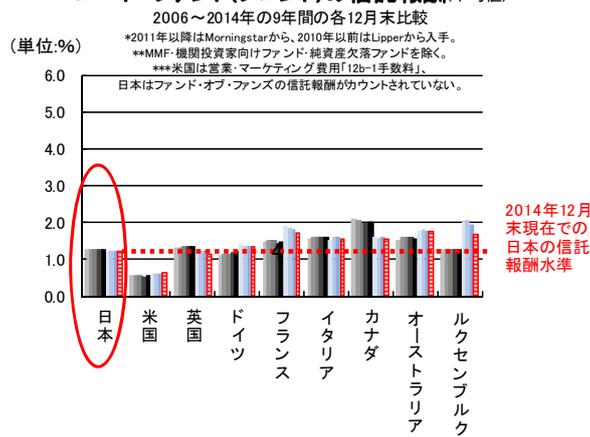
そこで、手数料を国際比較する上では、ノーロードを除いて見るのが適切だ。ロード・ファンド(ここでは購入時手数料のある投信)だけで国際比較すると(グラフ⑫参照)、購入時手数料は日本が 2.80%と 9 カ国中 9 番目(最低)となり、信託報酬は日本が 1.22%と 9 カ国中 7 番目となる。そして、米国の購入時手数料が一気に上昇、主要国最高レンジとなる。尚、イタリアが日本より安いが、これにも米国と同様の仕組みがあり、例えば、ロード・ファンドで 2 番目に大きい「Fondo Alleanza Obbligazionario」は購入時手数料が 1.5%と低いが、償還手数料が 3.5%かかる。

グラフ⑫ 主要先進国(G7)+豪+ルクセンブルクの公募投信のうち  
ロード・ファンド(フロント)の購入時手数料(平均値)



(出所: MorningstarとLipperより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

主要先進国(G7)+豪+ルクセンブルクの公募投信のうち  
ロード・ファンド(フロント)の信託報酬(平均値)



(出所: MorningstarとLipperより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

日本では、最初の部分で書いた通り、NISA や重要な監督指針改正、トータルリターン通知制度などによって、購入時手数料や分配金(直近配当)利回り、トータルリターンにおいて「健全な方向」に向かっている様にも見える。このまま日本が、投信先進国の米国や欧州、オーストラリアなどのように投信の制度や特徴が近付いていけば、こうした国々の様な投信残高の積み上げも期待出来そうではある。しかし、その米国や欧州、オーストラリアなどの手数料について十分な理解が無いまま突き進めば、当然、投信残高の積み上げは「見果てぬ夢」となりかねない。NISA など、せつかくの制度である。表面上のデータや思い込みなどにとらわれず、米国や欧州を中心とする世界の投信データ・制度などをしっかりと理解して日本の投信の明るい将来を考えたいものである。



※以上は、月刊「投資信託事情」2015年3月号の<Strategic Vistas>のデータを更新し(3カ月新しく)、それに合わせて文章等を修正したものである。月刊「投資信託事情」は1958年創刊の国内で最も長い歴史を持つ投資信託専門誌であり、米モーニングスター・グループ/イボットソン・アソシエイツ・ジャパンが発行している。先の本文では同2014年3月号<Strategic Vistas>も引用しているので、そちらもぜひ参考にしてほしい(URLは下記[参考ホームページ]参照)。

[参考ホームページ]

2014年2月4日付日本経済新聞「手数料稼ぎの投信販売防止 営業員の評価見直し 金融庁方針」…  
「 [http://www.nikkei.com/article/DGKDASGC0300T\\_T00C14A2PP8000/](http://www.nikkei.com/article/DGKDASGC0300T_T00C14A2PP8000/) 」、  
2013年11月21日付投資信託協会「NISAの普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査」…  
「 <http://www.toushin.or.jp/topics/2013/10055/> 」、  
2014年3月7日付金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」一部改正…  
「 <http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140307-3.html> 」、  
2012年5月11日の金融審議会/金融庁事務局「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」(第5回)議事録…「 [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/toushi/gijiroku/20120511.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/toushi/gijiroku/20120511.html) 」、  
2012年12月7日の金融審議会/金融庁事務局「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」…「 [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20121212-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121212-1/01.pdf) 」、  
2013年6月28日改正・2014年12月1日施行の日本証券業協会の自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」…「 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1307/tousikanyukisoku.pdf> 」、  
日本証券業協会の(投資信託の)トータルリターン…「 <http://www.jsda.or.jp/sonaeru/words/0199.html> 」、  
2013年2月1日付日本版ISAの道 その1…「 [https://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130201\\_02.pdf](https://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130201_02.pdf) 」、  
2015年3月2日付日本版ISAの道 その92…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150302.pdf> 」、  
月刊「投資信託事情」を発行する米モーニングスター・グループ/イボットソン・アソシエイツ・ジャパンのサイト…  
「 <https://www.ibbotson.co.jp/investmenttrustinfo> 、<http://www.matonavi.jp/periodical/index.html> 」、  
2015年4月14日に投資信託協会が発表した「投資信託の世界統計」…  
「 <https://www.toushin.or.jp/statistics/world/> 」。

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

### 本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。